

法改正に伴う監事の役割

社会福祉法人監事説明会テキスト
東京都福祉保健局指導監査部指導調整課

講義内容

- < 1 > 新法における監事の権限と責任

- < 2(1) > 社会福祉法人の適切な内部統制の
監査について

- < 2(2) > 社会福祉法人の適切な会計監査について

< 1 > 新法における監事の権限と責任

【1】監事の位置づけ

1. ガバナンスと機関導入の背景

- 措置から契約への移行など福祉サービスの供給のあり方が変化中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められる。
- 特に、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公益性を備えた社会福祉法人の役割は重要なものとなっている。
- 改正前の社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織については、社会福祉法人制度発足当初以来のものであり、今日の公益法人等の運営に求められるガバナンスを十分に果たせる仕組みとはなっていない。

- 措置から契約へ（供給主体のあり方の変化）

効率的・効果的な経営の実践

- 福祉サービスの多様化・複雑化に対応

公益性・非営利性を担保するため

ガバナンスの強化

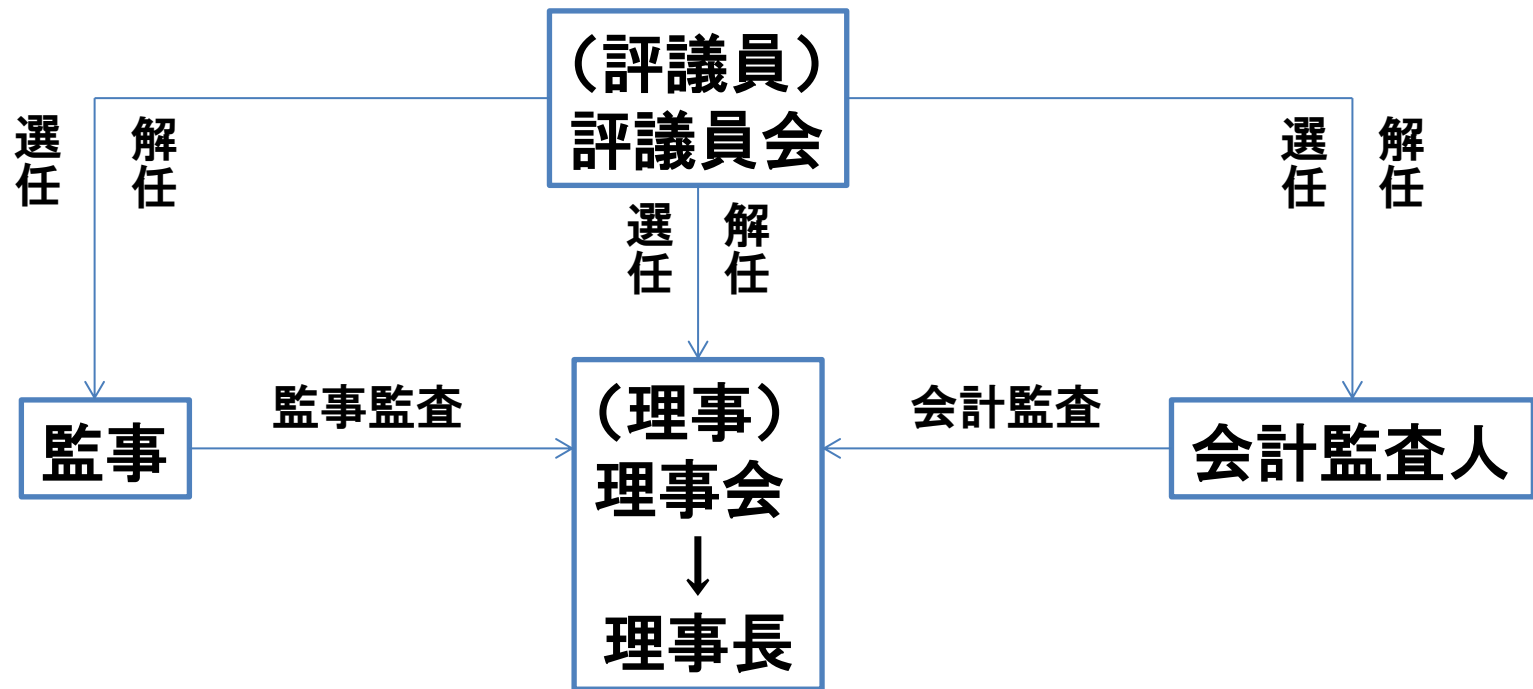
機関の導入

【1】 監事の位置づけ

2. 機関とは

- 法人のために、経営について決定する「会議体」や、そこで決定したことを実行に移す「人」のこと。

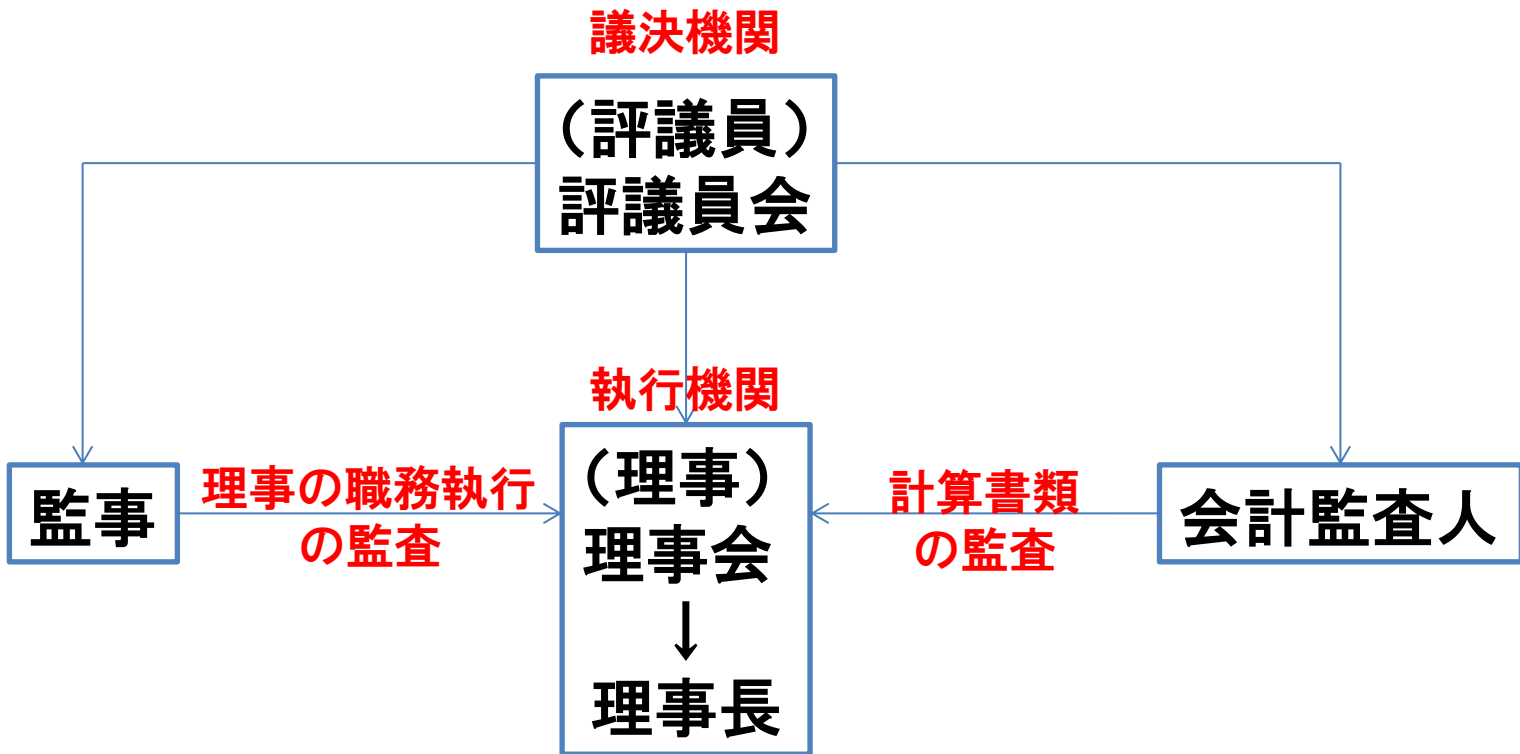
社会福祉法人の機関



【1】 監事の位置づけ

3. 各機関の役割

- 評議員会と理事会の役割が明確にされた。（議決機関と執行機関の分離）



【1】 監事の位置づけ

4. ガバナンスの中核としての監事

- 経営者が、ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源を、福祉サービスに沿わない形で費消しているのではないかという懸念が常に生じる。
 - この懸念を払拭するために、経営者をモニタリングする仕組みが必要になる。このモニタリングのあり方を「ガバナンス」という。
 - 監事は経営者（理事）をモニタリングする機関であるため、ガバナンスの中核的担い手といえる。

経営者に集中

ヒト、モノ、カネ、情報



適切な福祉サービスに投下されているか
常にモニタリング

監事

ガバナンス

【2】監事に求められる役割

1. 監事監査

- 監事・・・理事の職務の執行を監査する。
- 監査・・・監査対象の「評価」、委任者への評価結果の「報告」、必要に応じての「指導・助言」

① 「評価」・・・理事が適法・適切に職務を執行しているかを評価



② 「報告」・・・評価結果を評議員に対して監査報告



③ 「指導・助言」・・・理事に是正・改善のための助言、勧告、指導を行う

【2】監事に求められる役割

2. 監査対象

- 業務監査・・・理事の職務の執行全般につき、法令・定款に違反している点はないか、又は著しく不当な点はないかをチェックする。 → 具体的には「事業報告等の監査」
- 会計監査・・・定時評議員会に提出される計算書類が、法人の財政状態、経営成績を正しく示しているかをチェックする。 → 具体的には「計算書類の監査」

業務監査

- ・ 理事会、理事の意思決定等の監査
- ・ 報告聴取、業務財産状況の調査
- ・ 理事の行為にかかる監査

会計監査

- ・ 財務情報作成の適正性の監査
- ・ 財務情報開示の適時・適正性の監査
- ・ 会計監査人との関係

【2】監事に求められる役割

3. 業務監査

① 事業報告の監査

- 理事が作成した各事業年度における法人の状況に関する事項を内容とする事業報告の監査
→法律上、事業報告は計算書類には含まれず、会計監査人の監査対象ではないため、監事のみが監査を行う。

② 理事の不正・違法行為等の監査

- 理事の違法行為を発見するための権限
→理事会に出席する義務と必要があれば意見を述べることができる権限
→いつでも法人の業務・財産の状況を調査することができる権限
- 理事の違法行為を発見した場合の権限
→遅滞なく、理事会に報告する義務（権限でもある）
→理事会の招集請求権限と招集権限
→評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録等を調査し報告する権限
→理事の違法行為を差し止め請求する権限
→理事の違法行為があった場合に監査報告に記載して評議員に報告する権限

③ 内部統制システムの整備状況の監査

- 詳細は次章にて説明

【2】監事に求められる役割

4. 会計監査

① 財務情報が適正に作成されているか

- 財務情報の作成過程において、意図的な不正・改竄・隠蔽や、意図せざる誤謬、会計システムの誤作動や故障が防止され、これらが生じた場合には修正されるシステムが構築され、運用されているか。

② 作成された財務情報が適時かつ適正に開示されているか

- 開示しなければならぬ情報が、法人内で集約・報告されるためのシステムが構築・運用されているか。
- 開示しなければならぬ情報が、適正に選別される法人内ルールが周知徹底されるためのシステムが構築・運用されているか。

③ 特定社会福祉法人の場合

- 会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性を監査する。

【2】監事に求められる役割

5. 監事の義務

① 善管注意義務

- 受任者（監事）は、委任者（法人）に対して、善良な管理者の注意をもって、すなわち「評議員から理事の職務の執行を監査するよう委任を受けた立場にあるものとして一般に要求されるレベルの注意を尽くして」その職務を行わなければならないという義務のこと（民法644条）。

② 報告義務

- 受任者（監事）は、委任者（法人）から委託された職務の処理状況とその顛末を報告する義務のこと（民法645条）。
→監事は、評議員会において評議員に対し監査報告をするが、これは法人との委任契約から生じる報告義務の履行のひとつである。

※ 忠実義務、競業取引および利益相反取引の規制は、監事には適用されない。



監事は法人の業務執行機関ではないため。

【3】情報公開

1. 法第59条の2（情報の公開等）

- 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- 一 第31条第1項若しくは第45条の36第2項の認可を受けたとき、又は同条第4項の規定による届出をしたとき
定款の内容
- 二 第45条の35第2項の承認を受けたとき **当該承認を受けた報酬等の支給の基準**
- 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち**厚生労働省令で定める書類の内容**

厚生労働省令第10条第3項

法第59条の2第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）

- 一 法第45条の27第2項に規定する**計算書類**

↓
貸借対照表及び収支計算書

- 二 法第45条の34第1項第2号に規定する**役員等名簿**及び同項第4号に規定する**書類**

↓
理事、監事、評議員の氏名及び住所を記載した名簿
↓
事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

（第2条の41第14号及び第15号に規定する事項が記載された部分を除く。）

【3】情報公開

2. 法改正前後の比較表

○ 新たに「役員区分ごとの報酬総額」、「定款」、「役員報酬基準」の公表が義務付けられる。

	改正前		改正後		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員 の親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

【3】情報公開

3. 役員等報酬

① 評議員の報酬

法第45条の8第4項において準用する一般法人法第196条

- 評議員の報酬等の額は定款で定めなければならない。無報酬の場合には、その旨定めることとなる。
※「報酬等」→報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

② 理事の報酬

法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条

- 理事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

③ 監事の報酬

法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条

- 監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる。
- 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議(全員一致の決定)によって定めることとなる。
- また、監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。
- 無報酬の場合には、その旨定めることとなる。

④ 会計監査人の報酬

法第45条の19第6項において準用する一般法人法第110条

- 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には監事の過半数の同意を得なければならない。

【3】情報公開

4. 役員報酬基準

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

- 常勤・非常勤別に報酬を定めること。

② 報酬等の金額の算定方法

- 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員会については評議員会が決定するという規定は、許容される。
- 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
- 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

③ 支給の方法

- 支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振り込みか現金支給か）等をいう。

④ 支給の形態

- 支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らか場合は、「現金」等の記載は特段なくとも差し支えない。

【 4 】 説明責任

1. 法第45条の10（理事等の説明義務）

- 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

厚生労働省令第2条の14

法第45条の10に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
 - イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合
 - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより社会福祉法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- 三 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

【5】非営利性と公益性

1. 法第24条第2項

- 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

2. 非営利性

- 持ち分（財産分与）がなく利益の配当は認められないため、事業で得たすべての金銭的成果は社会福祉事業に充てるか、地域の生活課題や福祉事業に還元すること。

3. 公益性

- 個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるように、国民すべての社会的な自立をめざすため、支援すること。

【5】非営利性と公益性

非営利性と公益性（不正事例1）

- 元理事の自宅の改修費を法人会計から支出した。

代表的なリスク例

- 理事会における十分な議論がない。
- 職務分掌がない。
- 不適切な権限に基づいて購買が行われる。

非営利性と公益性（不正事例2）

- 前理事長は、勤務実態がほとんどなく、独断で備品購入したほか、法人所有の自動車を使用していた。

代表的なリスク例

- 理事会における十分な議論がない。
- 固定資産が流用される。
- 不適切な権限に基づいて購買が行われる。

【5】非営利性と公益性

非営利性と公益性（不正事例3）

- 寄附金約1億7000万円が使途不明となり、理事長が一部を私的に流用していた。

代表的なリスク例

- 適切な経営理念や倫理規程が浸透していない。
- 理事の適格性
- 人事のローテーションがない。

非営利性と公益性（不正事例4）

- 前常務理事と付き合いのある会社と保守や清掃業務を一括契約していた。高額契約にも関わらず、入札等は未実施であった。

代表的なリスク例

- 理事会における十分な議論がない。
- 不適切な権限に基づいて購買が行われる。
- 不適切に高額な購買が行われる。

【5】非営利性と公益性

非営利性と公益性（不正事例5）

- 前理事長が関係する給食会社が、給食代金を水増し請求していた。高額契約にも関わらず、入札等は未実施であった。

代表的なリスク例

- 理事会における十分な議論がない。
- 不適切な権限に基づいて購買が行われる。
- 不適切に高額な購買が行われる。

非営利性と公益性（不正事例6）

- 介護報酬や銀行からの借入金が、前理事長の長男が社長を務める会社の運転資金に流用されていた。

代表的なリスク例

- 適切な経営理念や倫理規程が浸透していない。
- 理事の適格性
- 職務分掌がない。

【6】役員就任基準

1. 理事の資格等

① 理事の欠格事由

法第44条第1項において準用する法第40条第1項

- 理事の欠格事由は、評議員と同様である。

② 理事の資格要件

法第44条第4項

- 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1項）
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）
 - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同項第3号）

【6】役員就任基準

2. 理事の特殊関係者

① 特殊関係者の人数

法第44条第6項

- 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはならないこととしている。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人である。

② 特殊関係者の範囲

施行規則第2条の10

- ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該理事に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。
- ⑦ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

【6】役員就任基準

3. 監事の資格等

① 監事の兼職禁止

法第44条第2項

- 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができない。

② 監事の資格要件

法第44条第5項

- 監事には、次に掲げる者が含まなければならない。
 - ① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）
 - ② 財務管理について識見を有する者（同項第2号）

【6】役員就任基準

4. 監事の特殊関係者

① 特殊関係者の人数

法第44条第7項

○ 監事には、各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている。

② 特殊関係者の範囲

施行規則第2条の11

- ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。
- ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である役員（これらの役員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

【7】役員・評議員に関するFAQ

① FAQ問30

○ 関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。

(答) 関係行政庁の職員が社会福祉法人の役員となることは、法第61条第1項の公私分離の原則に照らし適当でない。

② FAQ問31

○ 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。

(答) 理事→理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる(法第45条ただし書)。任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。

監事→監事の任期についても、同様である。

評議員→評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる(法第41条第1項)。定款で「4年」を「6年」まで伸長することは可能(同項ただし書)。

③ FAQ問32

○ 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。

(答) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている(法第45条ただし書)が伸ばすことはできない。このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合(3月末決算の法人が3月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合)には、理事の法定の最長の任期を伸長することになる。したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。

【7】役員・評議員に関するFAQ

④ FAQ問33

- 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の退任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。

(答) 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」(選任決議をした時)となる(法第45条)。ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為(選任決議)と被選任者の就任承諾とが必要となる(同法第38条参照)が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。なお、例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきである。

⑤ FAQ問34

- 理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。

(答) 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができる。(法第43条第2項)。補欠の役員の任期については、「2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則としつつ(法第45条)、定款によって、短縮することが可能であり、また、前任者の残任期間とすることが可能(法第45条)。評議員についても、定款で定めるところにより、補欠を選任しておくことが可能である。(法第41条第2項)。補欠の評議員の任期も、「4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則とするが(法第41条第1項)、定款によって、任期を前任者の残任期間の満了する時までとすることができる(法第41条第2項)。

【7】役員・評議員に関するFAQ

⑥ FAQ問35

- 理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にすることか。
- (答) 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。

⑦ FAQ問36

- 株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者（執行役員）とすることは可能か。
- (答) 理事会において、特定の業務執行を理事(理事長、業務執行理事)ではない執行役員に委譲することを決定すれば、そのような取扱いは可能である。
- ただし、この業務執行権はあくまでも理事会により内部的に委譲されているにすぎず、対外的には、執行役員は代表権を持たない。

⑧ FAQ問37

- 監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。
- (答) 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。

【7】役員・評議員に関するFAQ

⑨ FAQ問38

- 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。

(答) 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。

法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。

⑩ FAQ問39

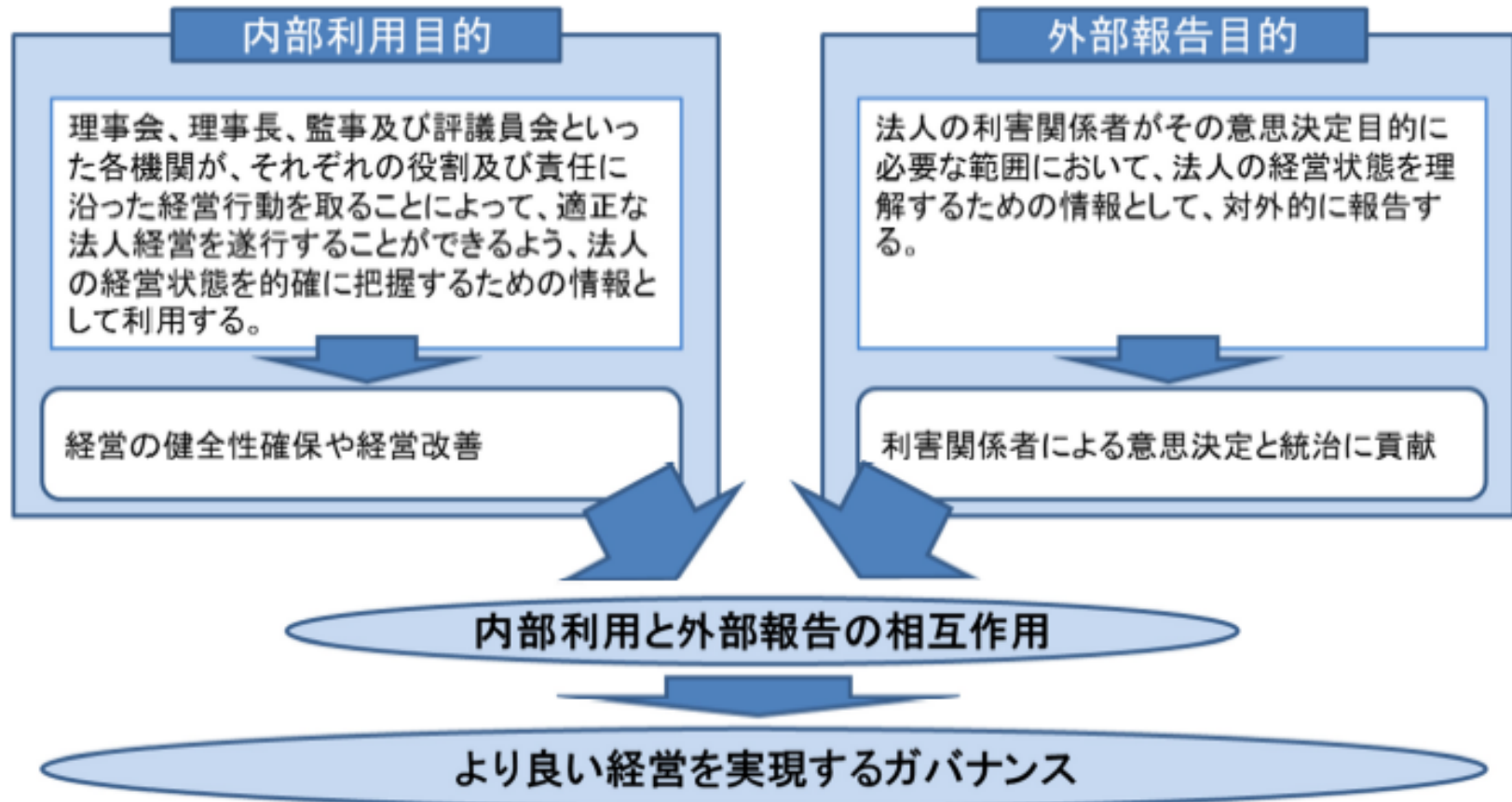
- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P25において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。

(答) 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。

財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が、助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に該当する場合には、自身で行った業務を自身で監査するという自己点検に当たるため、監事に選任することは適当でない。

【 8 】 財務分析について

1. 情報の内部利用と外部報告



【 8 】 財務分析について

2. 社会福祉法人の経営指標

【経営指標（法人）一覧】

		主要	参考	
経営 状態	収益性	経常増減差額率	職員一人当たりサービス活動収益	
	安定性 ・持続性	短期安定性	流動比率	当座比率
				現金預金対事業活動支出比率
		長期持続性	純資産比率	純資産比率（正味）
			固定長期適合率	固定比率
		資金繰り	借入金償還余裕率	借入金償還余裕率（正味）
			債務償還年数	
	合理性	費用	事業活動資金収支差額率	
			人件費比率	人件費・委託費比率
			事業費比率	支払利息率
		事務費比率	減価償却費比率	
	資産	正味金融資産額	正味金融資産・減価償却累計額比率	
		積立率		
固定資産老朽化率				
効率性	総資産経常増減差額率			
経営自立性	自己収益比率			

法人指標

→法人全体の状況を表すことを目的とした指標

【 8 】 財務分析について

2. 社会福祉法人の経営指標

【経営指標（施設）一覧】

		主要	参考	
適正な施設運営 (福祉サービスの質)	全体	利用者一人当たりサービス活動費用		
	人員	利用者一人当たり人件費	職員一人当たり人件費	
			利用者一人当たり職員数 常勤職員割合	
	設備	施設整備	定員一人当たり設備資産 取得価額	定員一人当たり床面積
		施設状態 と更新	固定資産老朽化率	
経営 状態	収益性	利用者一人当たりサービス活動収益	職員一人当たりサービス活動収益 補助金事業収益比率	
稼働状況（利用度）		施設稼働率（利用率）	区分別利用者構成比率 （保育、介護、障害等）	

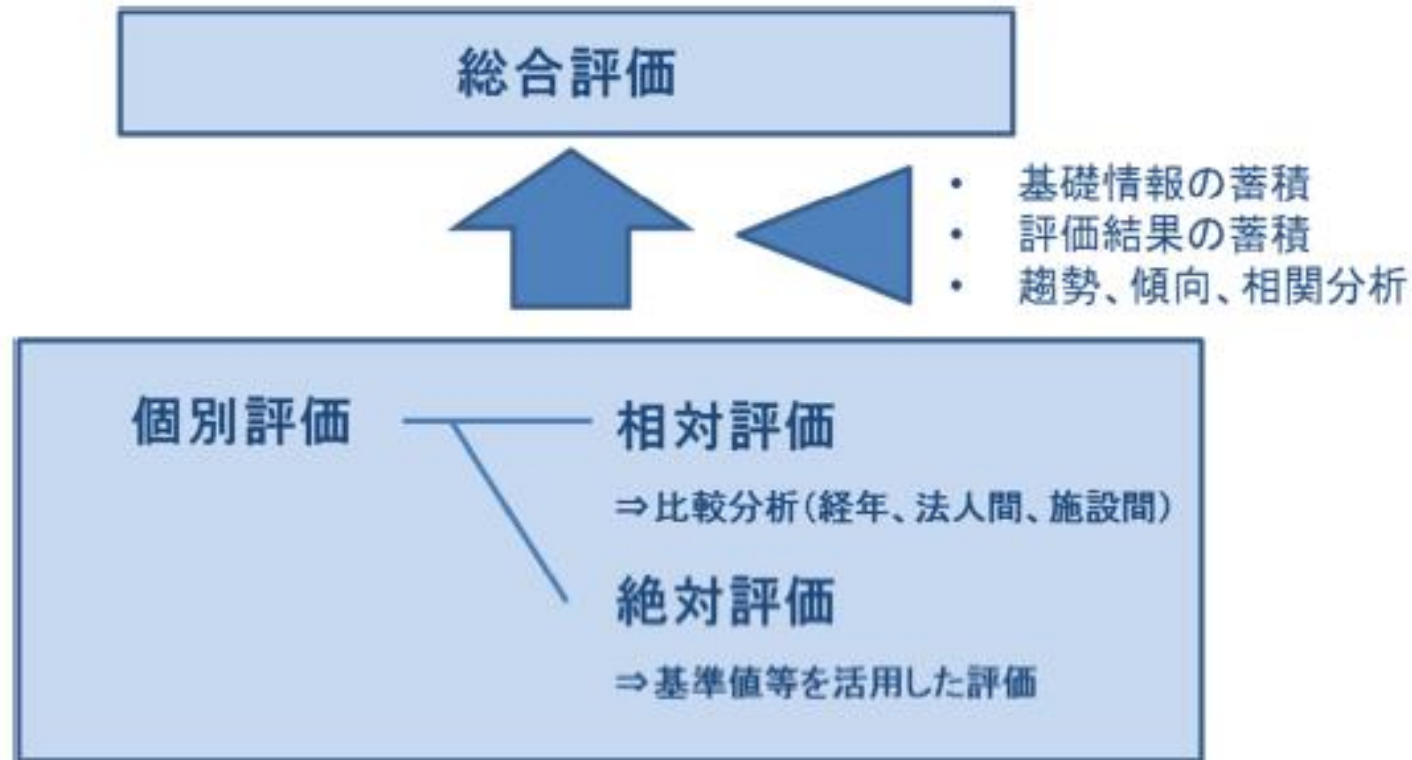
施設指標

→施設単位の状況を表すことを目的とした指標

【 8 】 財務分析について

3. 経営指標の利用

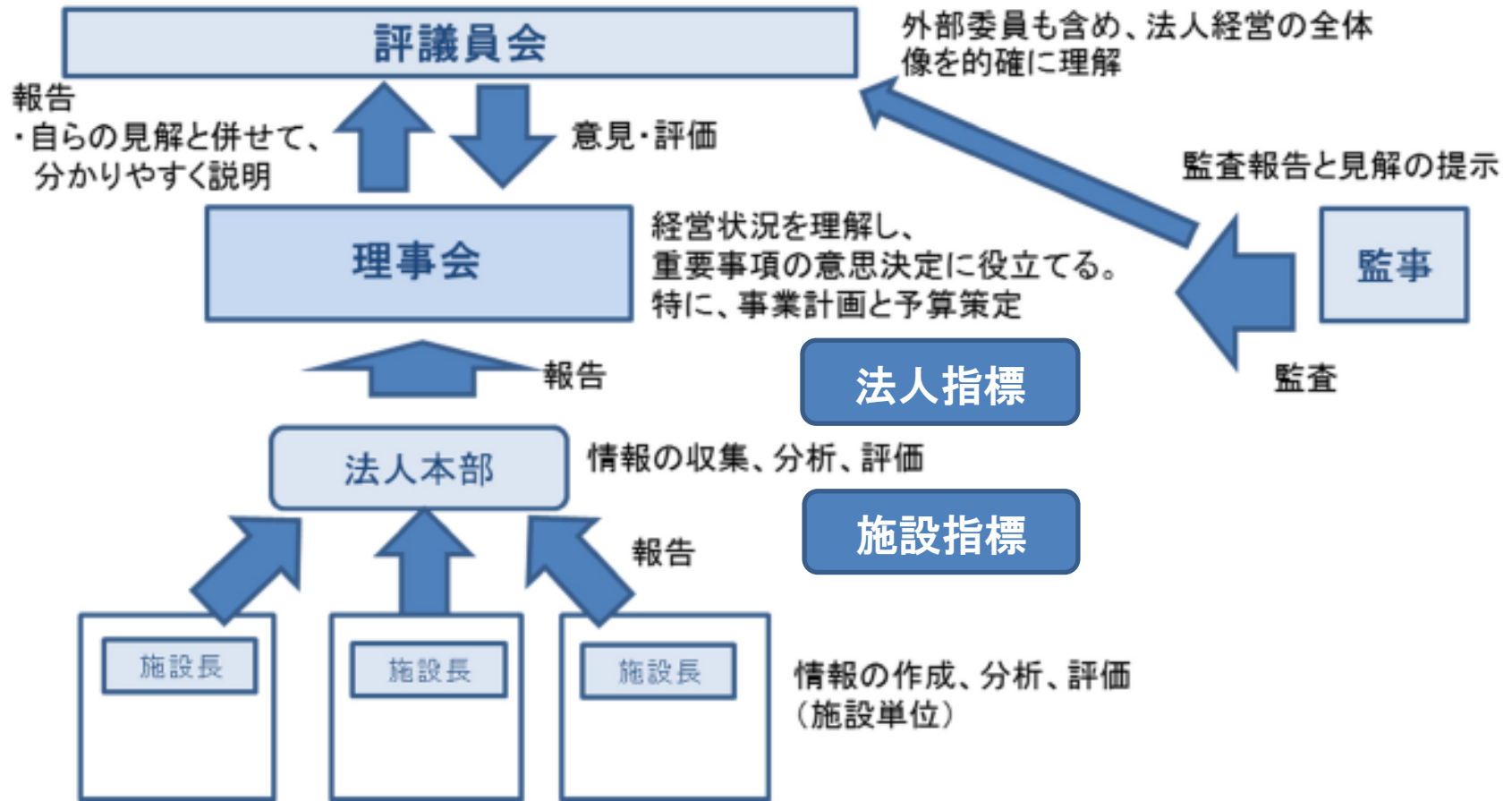
- 個別評価 : 個別の指標を分析し、それによって経営状態に関する収益性や安定性といった特定側面についての組織の状況を評価する。
- 総合評価 : 個別指標の評価結果を基礎としつつ、組織の経営状態を総合的に評価する。



【8】財務分析について

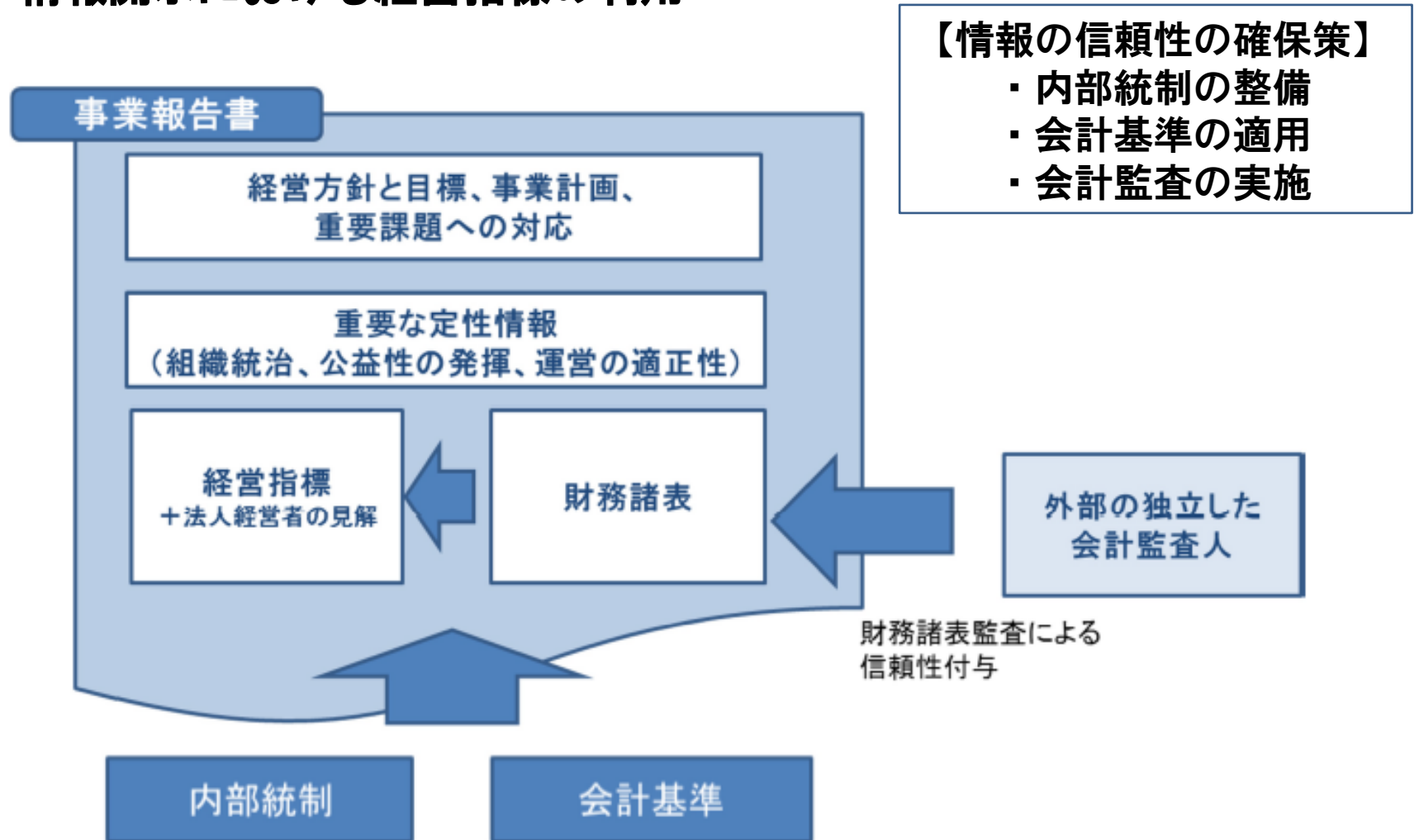
4. 法人内の体制とプロセス

- 監事は、経営指標を用いて法人のストック面、フロー面からそれぞれ理解することによって、より効果的な監査を実施することができる。



【 8 】 財務分析について

5. 情報開示における経営指標の利用



< 2 (1) >

社会福祉法人の適切な内部統制の監査について

【1】役員選任手順

1. 役員選任手順

① 理事の選任及び解任

- 社会福祉法人制度においては、改正法により、評議員会が必置の議決機関として位置付けられ、理事の選任の決議は評議員会で行うこととなった。（法第43条第1項）
- なお、解任については、次のいずれかに該当する場合に限り、評議員会の決議によって、解任することができることとしている。（法第45条の4第1項）
 - ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

② 監事の選任及び解任

- 監事の選任及び解任は、理事と同様、評議員会の決議による。（法第43条第1項 法第45条の4第1項）
- 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する。（法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）

【1】役員選任手順

2. 評議員会の運営

① 評議員会の招集

- 招集権者：評議員会の招集権限は、原則として理事にある（法第45条の9第3項）
- 招集事項：①評議員会の日時及び場所 ②議題 ③議案→理事会の決議により定めることが必要
- 招集通知：評議員会の日の一週間前までに、各評議員に対して書面で発出することが必要である。

② 評議員会の決議

法第45条の9第9項

- 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない。
- 議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められない。
- ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められる。

③ 評議員会の決議の省略

法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第1項

- 理事が議題について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる。

【2】内部管理体制の整備

1. 内部管理体制の概要

① 概要

法第45条の13第4項第5号及び第5項

- 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる。

② 内容

施行規則第2条の16

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実行性の確保に関する事項
- ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪ その他監事の監査が実行的に行われることを確保するための体制

③ 作業

- ① 内部管理体制の現状把握
- ② 内部管理体制の課題認識
- ③ 内部管理体制の基本方針の策定
- ④ 基本方針に基づく内部管理体制の整備

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(1) 経営に関する管理体制

① 経営に関する管理体制とは

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款、評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 業務を執行する理事等で組織する経営戦略等に関する会議体（以下「経営会議等」という。）を定期的又は臨時に開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議する。
- ④ 「理事職務権限規程」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、経営会議等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款及び規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑦ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(1) 経営に関する管理体制

② 監査の着眼点

- 経営計画の策定、経営資源の配分、組織の構築、業績管理体制の整備などが適正に行われない結果、過度の非効率が生じ、ひいては法人に著しい損害が生じるリスク
- 過度の効率性追求により法人の健全性が損なわれ、その結果、法人に著しい損害が生じるリスク
- 理事長などが行う重要な業務の決定において、決定の前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りが生じ、その結果、法人に著しい損害が生じる決定が行われるリスク

③ 内部統制のポイント

- 理事長をはじめとする業務執行者が、法人の持続的な成長を確保する経営計画・事業目標の策定、効率性確保と健全性確保との適正なバランスが、法人経営において重要であることを認識しているか。
- 経営計画の策定、経営資源の配分、組織の構築、管理体制のあり方、ITへの対応などが、適正に決定・実行・是正される仕組みが整備されているか。
- 法人の経営資源および経営環境に照らして達成困難な経営計画・事業目標などが設定され、その達成のため法人の健全性を損なう過度の効率性が追求されていないか。
- 理事長などが行う重要な意思決定および個別の業務の決定において、「経営判断の原則」に適合した決定がなされることを確保するための体制が整備されているか。

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(2) リスク管理に関する体制

① リスク管理に関する体制とは

- ① リスク管理に関し、体制及び規程を整備し、役割権限等を明確にする。
- ② 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護に関する諸規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や当協会内の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理については、内部監査部門が一元的に行うとともに、重要なリスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び経営会議等に報告する。
- ⑤ 当会の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、経営会議等で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 大規模自然災害、新型インフルエンザその他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(2) リスク管理に関する体制

② 監査の着眼点

- 法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動が正当な理由なく継続されるリスク
- 法人に著しい損害を及ぼす事故その他の事象が現実が発生した場合に、適切な対応体制が整備されていない結果、損害が拡大し、あるいは事業が継続できなくなるリスク
- 重要な契約書、議事録など、適正な業務執行を確保するために必要な文書その他の情報が適切に作成、保存、管理されていない結果、法人に著しい損害が生じるリスク
- 開示される重要な法人情報について、虚偽または重大な欠落があるリスク

③ 内部統制のポイント

- 法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論がなされているか。
- 内部通報システムなど損失危険管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが整備されているか。
- 情報の作成・保存・管理のあり方に関する規程が制定され、かつ、これらの規程を有効に実施するための法人内体制が整備されているか。
- 保存・管理すべき文書や情報の重要性の区分に応じて、適切なアクセス権限・保存期間の設定、セキュリティー・ポリシー、バック・アップなどの管理体制が整備されているか。

【2】 内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(3) コンプライアンスに関する管理体制

① コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに定款及び当協会の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンスに関する規程等を定める。
- ② 当会のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- ③ 当会の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を経営会議等に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(3) コンプライアンスに関する管理体制

② 監査の着眼点

- 理事長等が主導または関与して法令等違反行為が行われるリスク
- 法令等遵守の状況が理事長等において適時かつ適切に把握されていない結果、法令等違反行為が組織的にまたは反復継続して行われるリスク
- 理事長等において把握された法人に著しい損害を及ぼすおそれのある法令等違反行為が、対外的に報告または公表すべきであるにもかかわらず、それらが隠蔽されるリスク

③ 内部統制のポイント

- 理事長をはじめとする業務執行者が、法人経営において法令等遵守およびその実効的体制の整備が必要不可欠であることを認識しているか。
- 理事会その他重要な会議等における意思決定および個別の業務執行において、弁護士などの外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時・適切に相談する体制など、法令等を遵守した意思決定および業務執行がなされることを確保するための体制が整備されているか。
- 理事会その他重要な会議において、収益確保を法令等遵守に優先させる意思決定が行われていないか。
- 法令等遵守にかかる基本方針・行動基準などが定められ、事業活動などに関連する重要法令の内容が役職員に周知徹底されているか。

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(4) 監査環境の整備

監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）とは

- ① 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事の職務を補助するものとして、独立性を有するスタッフを配置する。
- ⑥ 理事又は職員等は、当協会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑦ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

【3】福祉サービスに関する苦情解決の仕組みと役割

1. 苦情解決

① 法第82条・83条

第82条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

第83条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

② 苦情受付担当者・苦情解決責任者

- 苦情受付担当者 : 苦情の受付、記録、苦情解決責任者への報告等
- 苦情解決責任者 : 苦情解決の責任者

③ 第三者委員

- 第三者委員 : 当該事務所との関係が第三者的な立場にある苦情受付担当者

【3】福祉サービスに関する苦情解決の仕組みと役割

2. 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みと役割

① 申出方法

- 1 苦情受付書の意見箱への投函
- 2 苦情受付担当者への面接・電話・書面・メール等による申し出
- 3 第三者委員への面接・電話・書面・メール等による申し出
- 4 社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への面接・電話・書面・メール等による申し出

② 体制の整備手順

- 1 各事業ごとの苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の選任
- 2 苦情解決規程の理事会決議による整備
- 3 苦情受付担当者・苦情解決責任者任命の理事会決議及び辞令交付
- 4 第三者委員任命の理事会決議及び委嘱状の交付
- 5 苦情受付体制の広報・周知徹底（広報用パンフ・利用者への通知・玄関への張り出し）

【3】福祉サービスに関する苦情解決の仕組みと役割

3. 苦情受付業務の具体的な手順

① 苦情受付

- 苦情受付担当者は、苦情内容や申出人の希望等（以下、「苦情等」という）を、第三者委員への報告の可否や第三者委員立会の可否を申出人に確認し記録する。

② 苦情受付の報告

- 苦情受付担当者は苦情等を、苦情解決責任者と第三者委員に報告する。

③ 第三者委員による内容確認及び通知

- 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情等の報告を受けた場合、内容を確認し、申出人に対し、報告を受けた旨を連絡する。

【3】福祉サービスに関する苦情解決の仕組みと役割

3. 苦情受付業務の具体的な手順

④ 話し合い

- 苦情解決責任者は、苦情申出人と話し合いを行い、解決に努める。第三者委員が立ち会う場合は、苦情内容に対して解決案の調整・助言等を実施する。

⑤ 報告・公表

- 苦情解決責任者は、一定期間ごとに結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。また、申出人に改善を約束した場合には、申出人及び第三者委員に対して一定期間経過時に改善状況を報告する。また、事業報告書や苦情解決報告書等において実績を掲載し公表する。

【4】競業取引及び利益相反取引

1. 競業取引

① 競業取引とは

- 理事が自己または第三者（同種の事業を行う他の法人(会社)の理事長(代表取締役)を兼ね、その法人(会社)が同様の取引をする場合も含む）のために、法人の事業の部類に属する取引をする場合、すなわち、法人が現に行っている事業と競合し、法人と理事との間に利益の衝突をきたすおそれのある取引のこと
 - 理事は、法人の業務執行に関する強大な権限を有しており、また事業上の機密にも通じていることから、理事が競業を自由に行うことができるとすれば、その地位を利用して法人の利用者を奪うなど、法人に対する忠実義務に違反して法人の利益を犠牲にし、自己または第三者の利益を図るおそれがある。
 - ただし、社会福祉法は、理事は理事会に対し、その取引に関する重要な事実を開示して、承認を受けたときに限り、競業取引を行うことが許されると定めている。
 - さらに、競業取引を行った理事は、遅滞なく、競業取引に関する重要事項(取引内容のうち、法人の利益と相反する可能性のある重要な部分、具体的には、取引の相手方、目的物、数量、価額、取引期間、利益など)を理事会に報告しなければならない。これは、競業取引を行った理事に、その取引に関する重要事項を開示させることによって、適切な行動をとるインセンティブを生じさせるとともに、理事会の監督機能の実効性を確保するためのものである。
 - なお、競業取引について理事会の承認を得たからといって、理事の競業取引に関する責任が当然に免除されるわけではない。競業取引に関して理事の任務懈怠により法人に損害が生じたときには、理事(競業取引を行った理事だけでなく、理事による競業取引の監督・監視を怠った他の理事も含めて)は、その損害について賠償責任を負う。

【 4 】 競業取引及び利益相反取引

1. 競業取引

② 監査の着眼点

- ① 理事の他法人(他社)役員の兼任、他法人(他社)の業務執行役員などの兼任状況、理事の他社への出資の状況などが理事会において漏れなく把握される仕組みが整備されているか。
- ② 理事会において、理事が理事などを兼任する他の法人(会社)の事業の種類、取引状況などを把握し、競業取引に該当するか否かの判定が適正になされる仕組みが整備されているか。
- ③ 競業取引について、事前の理事会の承認（事後の承認では社会福祉法の要件を満たしたことになる）および承認後の報告が必ず行われるよう理事会規程などに明記されているか。
- ④ 競業取引を承認する理事会においては、利害関係を有する理事（競業取引を行う理事）を除いて適法に決議されているか。
- ⑤ 以下の各事項が、事業報告の附属明細書に記載されているか。
 - ・ 他の法人（会社）の業務執行役員などの兼職の状況の明細（重要でないものを除く）
 - ・ 他の法人（会社）の事業が自法人の事業と同一の部類のものであるときは、その旨

【4】競業取引及び利益相反取引

2. 利益相反取引

① 利益相反取引とは

- 理事が、自ら当事者として、または他人の代理人、他の法人（会社）の代表者として、自己または第三者のために法人と取引する、または、法人が理事の債務を保証するなど、法人と理事との利益が相反する取引のこと
- 理事が自ら法人（会社）を代表する場合はもちろん、他の理事が法人（会社）を代表する場合でも理事長（代表取締役）と結託することで、法人の利益を犠牲にして、自己または第三者の利益を図るおそれがある。そこで、社会福祉法は、理事は理事会に対し、その取引に関する重要な事実を開示して、その承認を受けたときに限り、利益相反取引を行うことが許されると定めている。
- さらに、利益相反取引を行った理事は、遅滞なく、その取引に関する重要事項(取引内容のうち、法人の利益と相反する可能性のある重要な部分、具体的には、取引の相手方、目的物、数量、価額、取引期間、利益など)を理事会に報告しなければならない。これは、利益相反取引を行った理事に、その取引に関する重要事項を開示させることによって、適切な行動をとるインセンティブを生じさせるとともに、理事会の監督機能の実効性を確保するためのものである。
- なお、利益相反取引について理事会の承認を得たからといって、理事の利益相反取引に関する責任が当然に免除されるわけではない。利益相反取引によって法人に損害が生じたときには、法人との間で利益相反取引を行った理事、または法人と利益が相反する理事、法人がその取引をすることを決定した理事、その取引に関する理事会の承認決議に賛成した理事は、その任務を怠ったものと推定される。
- ただし、自己のために（自己の計算で）、法人と直接、利益相反取引を行った理事については、過失の有無にかかわらず、法人に生じた損害を賠償する責任があり、この責任は、評議員会または理事会決議による一部免除もしくは責任限定契約の対象とはならないため、監事としても注意が必要である。

【4】競業取引及び利益相反取引

2. 利益相反取引

② 監査の着眼点

- ① 理事の他法人(他社)役員の兼任、他法人(他社)の業務執行役員などの兼任状況、理事の他社への出資の状況などが理事会において漏れなく把握される仕組みが整備されているか。
- ② 理事会において、理事が理事などを兼任する他の法人(会社)の事業の種類、取引状況などを把握し、利益相反取引に該当するか否かの判定が適正になされる仕組みが整備されているか。
- ③ 利益相反取引について、事前の理事会の承認（事後の承認では社会福祉法の要件を満たしたことになる）および承認後の報告が必ず行われるよう理事会規程などに明記されているか。
- ④ 利益相反取引を承認する理事会においては、利害関係を有する理事（利益相反取引を行う理事）を除いて適法に決議されているか。
- ⑤ 以下の各事項が、事業報告の附属明細書に記載されているか。
 - ・ 役員の兼任状況の明細
 - ・ 利益相反取引のうち、第三者との取引の明細
- ⑥ 計算書類における「関連当事者との取引に関する注記」に、役員との利益相反取引について適正に記載されているか。